

開 議 午後1時

---

○議長（長内直也） ただいまから、本日の会議を開きます。

---

○議長（長内直也） 出席議員数は、67人です。

---

○議長（長内直也） 本日の会議録署名議員として飯島弘之議員、中村たけし議員を指名します。

---

○議長（長内直也） ここで、事務局長に諸般の報告をさせます。

○事務局長（酒井欣洋） 報告いたします。

本日の議事日程、議案等審査結果報告書を配付いたしております。

以上でございます。

〔報告書は巻末資料に掲載〕

---

○議長（長内直也） これより、議事に入ります。

日程第1、議案第1号、第2号、第4号、第6号から第10号まで、第23号から第31号まで、陳情第174号の18件を一括議題とします。

委員長報告を求めます。

まず、総務委員長 小須田大拓議員。

（小須田大拓議員登壇）

○小須田大拓議員 総務委員会に付託されました議案4件及び陳情1件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、陳情第174号 北海道新幹線トンネルの有害掘削土の搬入地である手稲山口処分場の周辺地域住民のため、「粉塵に含まれるヒ素の測定・開示」を求める陳情についてですが、主な質疑として、粉じんは目に見えにくいため、健康への影響を心配する市民がいると考えるが、受入れ時においてどのような飛散対策を実施しているのか。これまで搬入した土は土壌含有量の基準を超過していないとのことだが、周辺への粉じんによ

る影響についてどのように認識しているのか。陳情者によれば、粉じん中のヒ素を定点観測する必要があるとのことであり、周辺住民が安心するためにも調査を実施すべきと考えるがどうか等の質疑がありました。

これに対し、理事者からは、粉じん濃度と土壌含有量等は定期的に把握しており、影響が十分小さいことを確認できていることから、粉じん中のヒ素を測定する必要はないものと考えている。引き続き、周辺住民への丁寧な説明について、鉄道・運輸機構と連携して取り組んでまいりたい等の答弁がありました。

続いて、討論を行いましたところ、民主市民連合 森委員から不採択とすべきものとの立場で、日本共産党 太田委員から採択すべきものとの立場で、それぞれ意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、陳情第174号は、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号中関係分、第6号、第26号及び第29号の4件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（長内直也） 次に、財政市民委員長 あおいひろみ議員。

（あおいひろみ議員登壇）

○あおいひろみ議員 財政市民委員会に付託されました議案4件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第7号 札幌市税条例の一部を改正する条例案についてですが、主な質疑として、加熱式たばこの課税方法の見直しについて、税負担水準の引上げにより増収が予想されるが、どの程度の影響額を見込んでいるのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第7号は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号中関係分、第4号及び第25号の3件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（長内直也）** 次に、文教委員長 熊谷誠一議員。

（熊谷誠一議員登壇）

**○熊谷誠一議員** 文教委員会に付託されました議案6件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第1号 令和7年度札幌市一般会計補正予算（第1号）中関係分、議案第27号 損害賠償及び和解に関する件及び議案第31号 令和7年度札幌市一般会計補正予算（第2号）の3件についてですが、主な質疑として、学校給食等食料費高騰対策費の増額補正予算について、食料品の物価が高い水準で推移する中、どのように算定したのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案3件は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号、第10号及び第23号の3件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（長内直也）** 次に、厚生委員長 村山拓司議員。

（村山拓司議員登壇）

**○村山拓司議員** 厚生委員会に付託されました議案第1号 令和7年度札幌市一般会計補正予算（第1号）中関係分及び議案第2号 令和7年度札幌市介護保険会計補正予算（第1号）の2件について、その審査結果をご報告いたします。

質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（長内直也）** 次に、建設委員長 三神英彦議員。

（三神英彦議員登壇）

**○三神英彦議員** 建設委員会に付託されました議案第1号 令和7年度札幌市一般会計補正予算（第1号）中関係分、議案第24号 財産の処分の件議決変更の件（住宅団地用地）、議案第28号 損害賠償及び和解に関する件及び議案第30号 市道の認定、変更及び廃止の件の4件について、その審査結果をご報告いたします。

質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（長内直也）** 次に、経済観光委員長 田中啓介議員。

（田中啓介議員登壇）

**○田中啓介議員** 経済観光委員会に付託されました議案2件について、その審査結果をご報告します。

最初に、議案第1号 札幌市一般会計補正予算（第1号）中関係分についてですが、主な質疑として、定山溪地区における自動運転バスの実証実験について、地域全体の価値を高める取組となるよう、様々な視点での検証が必要と考えるが、具体的にどのような方法で行うのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 札幌産業展示場条例案についてですが、主な質疑として、新展示場の整備に関連して、オープン直後から高稼働で運営していくためには運営者が選定される前からの営業活動が重要と考えるが、本市としてどのような取組を行っていくのか。新展示場の使用料については、市長が別に定める場合に限り、減額または免除することができるとのことだが、どのような場合を

想定しているのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（長内直也）** ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（長内直也）** 質疑がなければ、討論に入ります。

通告がありますので、順次、発言を許します。

まず、かんの太一議員。

（かんの太一議員登壇）

**○かんの太一議員** 私は、民主市民連合を代表して、陳情第174号について反対、残余の議案に賛成の立場で討論をいたします。

陳情第174号については、陳情提出者が言及しているように、本市から新幹線延伸工事に伴う対策土等に含まれるヒ素などが人体に直接影響を及ぼすことのない数値であると示されても、地域住民にとって、粉じんなど、目に見えないものに不安や心配があることについては理解をいたしません。

そのような地域からの声も踏まえ、これまでも、本市は、専門家などによる第三者委員会で審議の上、対策を実施してきました。また、地域住民への丁寧な情報提供にも努めてきたところであります。

これまでの本市の対応や提示している数値が陳情理由にあります偽りが認められる危険性があるとは言い切れないと判断をいたします。

本市におかれましては、引き続き、地域住民の不安解消に努めることを求め、私の討論を終わります。

**○議長（長内直也）** 次に、米倉みな子議員。

（米倉みな子議員登壇）

**○米倉みな子議員** 私は、市民ネットワーク北海道を代表し、陳情第174号 北海道新幹線トンネルの有害掘削土の搬入地である手稲山口処理場の

周辺住民のため、「粉塵に含まれるヒ素の測定・開示」を求める陳情を採択すべきとの立場から討論をいたします。

手稲山口地区への新幹線トンネル工事の掘削土の搬入については、何度も陳情審査が行われており、さらに、本陳情が提出されたということは、重金属等による健康への影響など、地域の方々の不安や懸念が全く払拭されていないということの表れだと考えます。

前回、2023年12月21日に総務委員会に付託された陳情第14号では、トンネル掘削土の搬入工事の中止と原状回復を求める内容でしたが、今回の陳情では、周辺住民の健康を守り、安全に暮らすため、粉じんに含まれるヒ素の測定、開示を求めています。

この間、同様の新幹線トンネル工事の掘削土の搬入に関する陳情が出されるたび、陳情審査の委員会では、市の担当者により、粉じんによる不安は十分認識しているが、人への健康リスクは十分小さいものと考えているとの答弁がなされてきました。

しかし、私は、リスクは小さいものと考えられるから粉じんに含まれるヒ素の測定、開示をなくともいいとはならないと考えます。

手稲山口地域に有害掘削土を置かせていただくのであれば、そこに暮らす住民の不安を少しでも取り除き、安全・安心を実感してもらうためには、測定と情報開示は大変重要であり、最大限、地域住民の要望に寄り添うのが行政の役割ではないでしょうか。

秋元市長は、公約の中で、不安なく健やかに過ごせるまちを、安全で快適に暮らせるまちをつくりますとおっしゃっています。

ぜひ手稲山口地域の住民の皆さんに寄り添ったまちづくりをしていただくことを強く要望いたします。

したがって、陳情第174号については、採択すべきと考えます。

以上で、私の討論を終わります。

**○議長（長内直也）** 以上で討論を終了し、採決に入ります。

この場合、分割して採決を行います。

まず、陳情第174号を問題とします。

本件を採択することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（長内直也）** 起立少数です。

したがって、本件は、不採択とすることに決定されました。

次に、議案第1号、第2号、第4号、第6号から第10号まで、第23号から第31号までの17件を一括問題とします。

議案17件を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（長内直也）** 異議なしと認めます。

したがって、議案17件は、可決されました。

**○議長（長内直也）** 次に、日程第2、議案第32号から第34号まで、諮問第1号の4件を一括議題とします。

いずれも、市長の提出によるものです。

提案説明を求めます。

秋元市長。

（秋元克広市長登壇）

**○市長（秋元克広）** ただいま上程をされました議案3件及び諮問1件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第32号は、監査委員選任に関する件であります。

市議会議員から選任されております監査委員高橋克朋氏、福田浩太郎氏の両氏につきましては、このたび、一身上の都合により退職したい旨の申出がありましたので、これを承認し、その後任者といたしまして、五十嵐徳美氏、丸山秀樹氏の両氏を選任することを適当と認め、議会の同意を得

るため、本案を提出したものであります。

なお、両氏の略歴につきましては、市議会議員からの選任でありますので、省略をさせていただきます。

次に、議案第33号は、固定資産評価委員選任に関する件であります。

札幌市固定資産評価委員であります齋藤研吾さんは、去る3月31日をもって退職いたしましたので、その任を解くこととし、その後任者といたしまして、財政局税務・契約管理担当局長の生野祐光さんを選任することを適当と認め、議会の同意を得るため、本案を提出したものであります。

生野祐光さんは、平成3年4月に札幌市役所に採用となり、財政局財政部長等を経て、現在、税務・契約管理担当局長の職に就いているものであります。

次に、議案第34号は、北海道公安委員会委員推薦に関する件であります。

北海道公安委員会委員のうち、札幌市長の推薦に係る委員であります原 敦子氏は、来る7月22日をもって任期満了となりますが、その後任者といたしまして、小高 咲氏を推薦することを適当と認め、議会の同意を得るため、本案を提出したものであります。

小高 咲氏は、日本銀行札幌支店長等を歴任され、現在、地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長等をされている方であります。

次に、諮問第1号は、人権擁護委員候補者推薦に関する件であります。

札幌市を職務区域とする人権擁護委員のうち、来る9月30日をもって任期満了となります9氏、令和6年3月31日に辞任された吉岡康子氏に關しまして、熊谷律子氏、後藤規好氏、金野伊津子氏、菅原悦子氏、中村幸子氏、松山和興志氏、吉田隆一氏の7氏を引き続き推薦するとともに、入田修治氏、寺田 泉氏、戸来調美氏の3氏を新たに推薦することを適当と認め、議会の意見を求めるため、本案を提出したものであります。

入田修治氏は、現在、札幌市消費生活推進員として活動されているほか、NPO法人で障がいのある方の居住支援に取り組まれている方でありませ

す。熊谷律子氏は、現在、札幌人権擁護委員協議会常務委員をされており、平成10年10月から人権擁護委員に就任されている方でありませ

す。後藤規好氏は、PTA会長や町内会の福祉部長を務めるなど、地域活動の推進に取り組まれ、現在、札幌市老人福祉施設協議会の幹事等をされており、令和元年10月から人権擁護委員に就任されている方でありませ

す。金野伊津子氏は、現在、北海道社会福祉士会道央地区支部の幹事をされており、令和4年10月から人権擁護委員に就任されている方でありませ

す。菅原悦子氏は、長く障がいのある方やそのご家族の方の支援に取り組まれ、現在、NPO法人札幌市精神障害者家族連合会の会長をされており、令和4年10月から人権擁護委員に就任されている方でありませ

す。寺田 泉氏は、市立学校のPTA副会長や体罰事故調査委員会委員を務めるなど、地域の子どもの教育環境の向上に取り組まれ、現在、保護司をされている方でありませ

す。戸来調美氏は、札幌法務局に勤務された後、長く江別市において人権擁護委員として活動されていた方でありませ

す。中村幸子氏は、現在、ひとり親家庭支援センターにおいてひとり親家庭相談員をされており、令和元年10月から人権擁護委員に就任されている方でありませ

す。松山和與志氏は、長く教職に携わり、札幌市立豊明高等養護学校校長等を歴任され、平成25年7月から人権擁護委員に就任されている方でありませ

す。吉田隆一氏は、長く札幌市役所に勤務され、自治労札幌市役所職員組合中央執行委員長等を歴任され、平成28年10月から人権擁護委員に就任され

ている方でありませ

す。以上で、ただいま上程されました各案件についての説明を終わりますが、何とぞ原案のとおりご同意くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（長内直也）** これより、質疑・討論の通告がありませんので、採決に入ります。

この場合、分割して採決を行います。

まず、議案第32号のうち、五十嵐徳美議員の監査委員選任を問題とします。

地方自治法第117条の規定により、五十嵐徳美議員の退席を求めませ

す。（五十嵐徳美議員退席）

**○議長（長内直也）** 五十嵐徳美議員の監査委員選任に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（長内直也）** 異議なしと認めませ

す。したがって、五十嵐徳美議員の監査委員選任は、同意されました。

ここで、五十嵐徳美議員の入場を求めませ

す。（五十嵐徳美議員入場）

**○議長（長内直也）** 五十嵐徳美議員に申し上げます。

ただいま、議案第32号のうちの五十嵐徳美議員の監査委員選任につきましては、同意されましたので、本席から通知ませ

す。次に、議案第32号のうち、丸山秀樹議員の監査委員選任を問題とします。

地方自治法第117条の規定により、丸山秀樹議員の退席を求めませ

す。（丸山秀樹議員退席）

**○議長（長内直也）** 丸山秀樹議員の監査委員選任に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（長内直也）** 異議なしと認めませ

す。したがって、丸山秀樹議員の監査委員選任は、同意されました。

ここで、丸山秀樹議員の入場を求めませ

す。（丸山秀樹議員入場）

○議長（長内直也） 丸山秀樹議員に申し上げます。

ただいま、議案第32号のうちの丸山秀樹議員の監査委員選任につきましては、同意されましたので、本席から通知します。

次に、議案第33号、第34号、諮問第1号の3件を一括問題とします。

議案2件については同意することに、諮問1件については推薦することを適当と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長内直也） 異議なしと認めます。

したがって、議案2件については同意することに、諮問1件については推薦することを適当と認めることに決定されました。

それでは、ただいま監査委員の選任について同意されました五十嵐徳美議員、丸山秀樹議員をご紹介します。

まず、五十嵐徳美議員。

（五十嵐徳美議員登壇）

○五十嵐徳美議員 ただいま、全会一致、ご同意をいただきまして、本市監査委員に就任いたしました五十嵐徳美です。

職務の重要性に鑑み、誠心誠意取り組んでまいります。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（長内直也） 次に、丸山秀樹議員。

（丸山秀樹議員登壇）

○丸山秀樹議員 ただいま、議会の同意を得て監査委員に選任いただきました丸山秀樹でございます。

職務の重要性をしっかりと受け止めて、誠心誠意努めてまいりますので、どうぞよろしく願いたします。（拍手）

○議長（長内直也） ここで、日程に追加して、意見書案第2号 2025（令和7）年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、意見書案第3号 義

務教育費国庫負担制度堅持と負担率2分の1への復元などに向けた教育予算の拡充と豊かな学びの実現を求める意見書、意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書、意見書案第5号 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書、意見書案第6号 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書、意見書案第7号 「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し、すべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書、意見書案第8号 台湾の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）への参加を積極的に支援するよう求める意見書の7件を一括議題とします。

意見書案第2号は、民主市民連合、日本共産党、坂元・荒井及び日本維新の会所属議員全員並びに山口かずさ議員、成田祐樹議員及び米倉みな子議員の提出によるものであり、意見書案第3号は、民主市民連合、日本共産党及び日本維新の会所属議員全員並びに成田祐樹議員及び米倉みな子議員の提出によるものであり、意見書案第4号は、民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに山口かずさ議員、成田祐樹議員及び米倉みな子議員の提出によるものであり、意見書案第5号は、公明党、日本共産党、坂元・荒井及び日本維新の会所属議員全員並びに成田祐樹議員の提出によるものであり、意見書案第6号は、日本共産党所属議員全員及び米倉みな子議員の提出によるものであり、意見書案第7号は、民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに成田祐樹議員及び米倉みな子議員の提出によるものであり、意見書案第8号は、自由民主党、公明党、坂元・荒井及び日本維新の会所属議員全員並びに成田祐樹議員及び脇元繁之議員の提出によるものです。

これより、質疑・討論の通告がありませんので、採決に入ります。

この場合、分割して採決を行います。

まず、意見書案第8号を問題とします。

本件を可決することに賛成の方は、ご起立願

ます。

(賛成者起立)

○議長(長内直也) 起立多数です。

したがって、本件は、可決されました。

次に、意見書案第7号を問題とします。

本件を可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(長内直也) 起立多数です。

したがって、本件は、可決されました。

次に、意見書案第2号から第6号までの5件を一括問題とします。

意見書案5件を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長内直也) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案5件は、可決されました。

---

○議長(長内直也) さらに、日程に追加して、意見書案第1号 地方消費者行政の拡充・強化を求める意見書を議題とします。

本件は、全議員の提出によるものですので、直ちに採決に入ります。

本件を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長内直也) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、可決されました。

---

○議長(長内直也) 最後に、お諮りします。

配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、各委員長から閉会中継続審査の申出がありますので、このとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長内直也) 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

[一覧表は巻末資料に掲載]

---

○議長(長内直也) 以上で、本定例会の議題とした案件の審議は全て終了しました。

---

○議長(長内直也) これで、令和7年第2回札幌市議会定例会を閉会します。

---

閉 会 午後1時34分